

## 島田市週休 2 日工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）

## （目的）

第 1 条 この仕様書は、建設業界において若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、週休 2 日の工事を実施することにより、建設産業における担い手を育成し、及び確保することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は除く。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。28.5%以上の場合を「4 週 8 休以上」、25%以上 28.5%未満の場合を「4 週 7 休以上 4 週 8 休未満」、21.4%以上 25%未満の場合を「4 週 6 休以上 4 週 7 休未満」とする。

## （実施方法）

第 3 条 週休 2 日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに 4 週 8 休以上の現場閉所計画表（別紙 2 を参考に作成する計画表をいう。以下同じ。）を監督員に提出し、これに基づき施工するものとする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更した現場閉所計画表を監督員に提出するものとする。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認するものとする。なお、4 週 8 休以上の現場閉所を確保することができなかった場合は、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第4条 週休2日工事の費用計上は、対象期間中の現場閉所の状況に応じ、別表に定めるところにより、それぞれの経費に補正係数を乗じて行うものとする。

別表 (第4条関係)

補正係数	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費 (賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06